

### 3 交通支援・各種料金減免等

障害のある方は、移動時における公共交通機関や有料道路の料金割引、駐車優遇制度など各種優遇制度をご利用いただけます。

#### 交通運賃割引

<b>制度</b>	障害者手帳の種別や等級に応じて、交通機関の割引制度がご利用いただけます。
<b>対象者</b>	障害者手帳所持者の内、該当する方（下記「交通機関割引表」参照）
<b>受付・問い合わせ先</b>	内容変更の可能性があるため、各機関の窓口へお問い合わせください。

#### ■ 交通機関割引表

対象者	割引額	利用方法
<b>バス</b>		
【本人・介護人1名】 身体（1種）・療育（1種）・精神障害者（1級）手帳所持者	普通運賃5割引 定期券3割引	降車時に障害者手帳を提示
【本人のみ（12歳未満介護人1名可）】 身体（2種）・療育（2種）・精神障害者（2級以下）手帳所持者		
<b>タクシー</b>		
障害者手帳所持者	原則1割引	降車時に障害者手帳を提示
<b>垂水フェリー</b>		
【本人・介護人1名】 身体（1種）・療育（1種）手帳所持者	運賃5割引	乗船券購入時に障害者手帳を提示
【本人のみ】 身体（2種）・療育（2種）手帳所持者		
<b>桜島フェリー</b>		
【本人・介護人1名】 身体（1種）・療育（1種）・精神障害者手帳所持者	運賃・回数券（中学生以上）5割引 ※ 中学生以上の定期券は条件に応じて割引あり	乗船券購入時に障害者手帳を提示 ※ 児童福祉施設入所者は施設長発行の運賃割引証を提示
【本人のみ（12歳未満介護人1名可）】 身体（2種）・療育（2種）手帳所持者		
児童福祉施設入所者		
<b>国内航空</b>		
【本人・介護人1名】 障害者手帳所持者	航空会社または路線により異なります（2か月前～当日まで購入可能）	航空券販売窓口で障害者手帳を提示
<b>鹿児島空港駐車場</b>		
障害者手帳所持者	5割引	総合案内所で障害者手帳を提示
<b>JR</b>		
【本人・介護人1名】 身体（1種）・療育（1種）手帳所持者	普通乗車券・定期券・回数乗車券・急行券5割引 普通乗車券5割引（片道101km以上のみ）	乗車券販売窓口で障害者手帳を提示
【本人のみ】 身体（2種）・療育（2種）手帳所持者		

### 3 交通支援・各種料金減免等



#### パーキングパーミット

制度	公共施設や店舗などに設置されている身障者用駐車場の利用証を発行し、必要な方のための駐車スペースを確保する制度がご利用いただけます。
対象者	下記「対象障害表」参照
受付・問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課 (099-286-2746)</li> <li>・大隅地域振興局地域保健福祉係 (0994-52-2124)</li> <li>・垂水市福祉課障害福祉係 (0994-32-1111 内線 127)</li> </ul> ※ 本市では県への郵送手続きについてご案内いたします。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県身障者用駐車場利用証交付申請書 (県HP上にも掲載)</li> <li>・障害者手帳など</li> <li>・84円切手及び140円切手 (県へ郵送する場合のみ)</li> </ul>
郵送先	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 県くらし保健福祉部障害福祉課パーキングパーミット係
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用証には有効期限があります。期限2か月前から申請できます。</li> <li>・相互利用対象の自治体であれば、県外での利用ができます。(詳しくはお問い合わせください。)</li> </ul>

#### ■ 対象障害表 (下記以外に高齢者や妊産婦の方も対象となる場合があります。)

##### 身体障害者手帳 (対象者=○)

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	-	-
聴覚障害	-	-	-	-	-	-
平衡機能障害	-	-	○	-	-	-
音声・言語・そしゃく機能障害	-	-	-	-	-	-
上肢不自由	○	○	-	-	-	-
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	-	-	-
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢運動機能障害	○	○	-	-	-	-
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動運動機能障害	○	○	○	-	-	-
心臓機能障害	○	-	○	-	-	-
腎臓機能障害	○	-	○	-	-	-
呼吸器機能障害	○	-	○	-	-	-
ぼうこう又は直腸機能障害	○	-	○	-	-	-
小腸機能障害	○	○	○	-	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	-	-	-
肝臓機能障害	○	○	○	-	-	-

##### 療育手帳

A1・A2

##### 精神障害者保健福祉手帳

1級

##### 難病患者

特定疾患医療受給者証をお持ちの方

### 3 交通支援・各種料金減免等

#### 有料道路割引

制 度	障害のある方が高速道路などの有料道路を利用する際に、利用料金の割引を受けられる場合があります。
対象者	<p>【本人運転の場合のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳をお持ちの方</li> </ul> <p>【本人以外が運転し、本人が乗車する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体（1種）または療育（1種）手帳をお持ちの方</li> </ul> <p>※ 事業（営業）用の自動車は対象外</p> <p>※ 障害をお持ちの方1人につき1台のみ</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書</li> <li>・身体障害者手帳または療育手帳</li> <li>・運転免許証（本人運転の場合のみ）</li> <li>・自動車検査証（親族等の名義可）</li> <li>・本人名義のETCカード（ETC登録を希望される場合のみ）</li> <li>・ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETC登録を希望される場合のみ）</li> <li>・84円切手（ETC登録を希望される場合のみ）</li> </ul> <p>※ ETCカード：20歳未満の身体（1種）または療育（1種）手帳をお持ちの方で本人以外の方が運転される場合、保護者または法定後見人の名義でも可</p>
割引額	50%
留意事項	原則2回目の誕生日が有効期限です。期限2か月前から申請できます。
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線127）

#### 自動車改造費助成

制 度	障害のある方が自動車を運転できるように改造される際、その費用の一部が助成されます。
対象者	<p>垂水市内に住む身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>※ 所得制限あり</p> <p>※ 障害をお持ちの方1人につき1台1回限り</p>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者用自動車改造費助成申請書</li> <li>・同意書</li> <li>・改造の見積書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・運転免許証（本人名義）</li> <li>・自動車検査証（本人名義）</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>
助成金額	上限額10万円
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転する際に必要な操向装置または駆動装置などの一部改造が対象となります。</li> <li>・改造後の申請は対象となりません。</li> </ul>
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線127）

### 3 交通支援・各種料金減免等

#### 自動車税減免

制 度	障害の程度により、障害をお持ちの方などが所有する自動車の税金の減免が受けられる場合があります。
対象者	下記「対象障害表」及び「申請の流れ」参照 ※ 障害をお持ちの方1人につき1台のみ
受付・問い合わせ先	普通車：大隅地域振興局県税課（0994-52-2093） 軽自動車：垂水市税務課市民税係（0994-32-1111 内線 130、131） 生計同一証明書等：垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線 127）

#### ■ 対象障害表（その他条件もあるため、詳しくはお問い合わせください。）

身体障害者手帳（生計同一者運転可＝○・本人運転限定＝△・他条件あり＝※）

障害区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	○	○	○	○※	-	-
聴覚障害	-	○	○	-	-	-
平衡機能障害	-	-	○	-	-	-
音声機能障害	-	-	○※	-	-	-
上肢機能障害	○	○※	-	-	-	-
下肢機能障害	○	○※	○※	△	△	△
体幹機能障害	○	○	○	-	△	-
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢運動機能障害	○※	○※	-	-	-	-
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動運動機能障害	○※	○※	○※	△	△	△
心臓機能障害	○	-	○	-	-	-
腎臓機能障害	○	-	○	-	-	-
呼吸器機能障害	○	-	○	-	-	-
ぼうこう又は直腸機能障害	○	-	○	-	-	-
小腸機能障害	○	-	○	-	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	-	-	-
肝臓機能障害	○	○	○	-	-	-
<b>療育手帳</b>						
A 1・A 2						
<b>精神障害者保健福祉手帳</b>						
1 級						

### 3 交通支援・各種料金減免等

#### 自動車税減免

##### ■ 申請の流れ

本人が運転する場合	県税課（普通車の場合）または本市税務課（軽自動車の場合）にて手続きが必要です。（本市福祉課での手続きはありません。）
本人と同住所または同一敷地内で生活している方が運転する場合	本市福祉課にて生計同一証明書を発行する手続きが必要です。
上記以外に居住し、単身世帯（身障者等のみで構成される世帯を含む）の本人を常時介護している方が運転し、1年以上かつ週3日以上通院などのために自動車を使用する場合	本市福祉課にて常時介護証明書を発行する手続きが必要です。

##### 生計同一証明書 常時介護証明書 申請書類

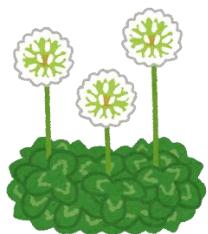
- ・ 障害者手帳
  - ・ 印鑑（本人及び運転者、認め可）
  - ・ 運転者の運転免許証
  - ・ 本人名義の自動車検査証
  - ・ 通院（通学、通所）証明書（本市HP上にも掲載）
  - ・ 自動車運行計画書（常時介護証明書申請者のみ）
  - ・ 誓約書（常時介護証明書申請者のみ）
- ※ 自動車検査証：18歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方または療育、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は生計同一者の名義でも可

##### 減免額

車種により異なる可能性があるため、詳しくは県税課や本市税務課にお問い合わせください。

##### 留意事項

- ・ 自動車を買替えた場合、再度手続きが必要です。
- ・ 新しい自動車の自動車検査証がない場合、福祉課での手続き（生計同一証明書等発行）の際は、自動車検査証は必要ありません。
- ・ 廃車する前に生計同一証明書等の発行手続きはできますが、税の減免自体の手続きについては、県税課または本市税務課にお問い合わせください。

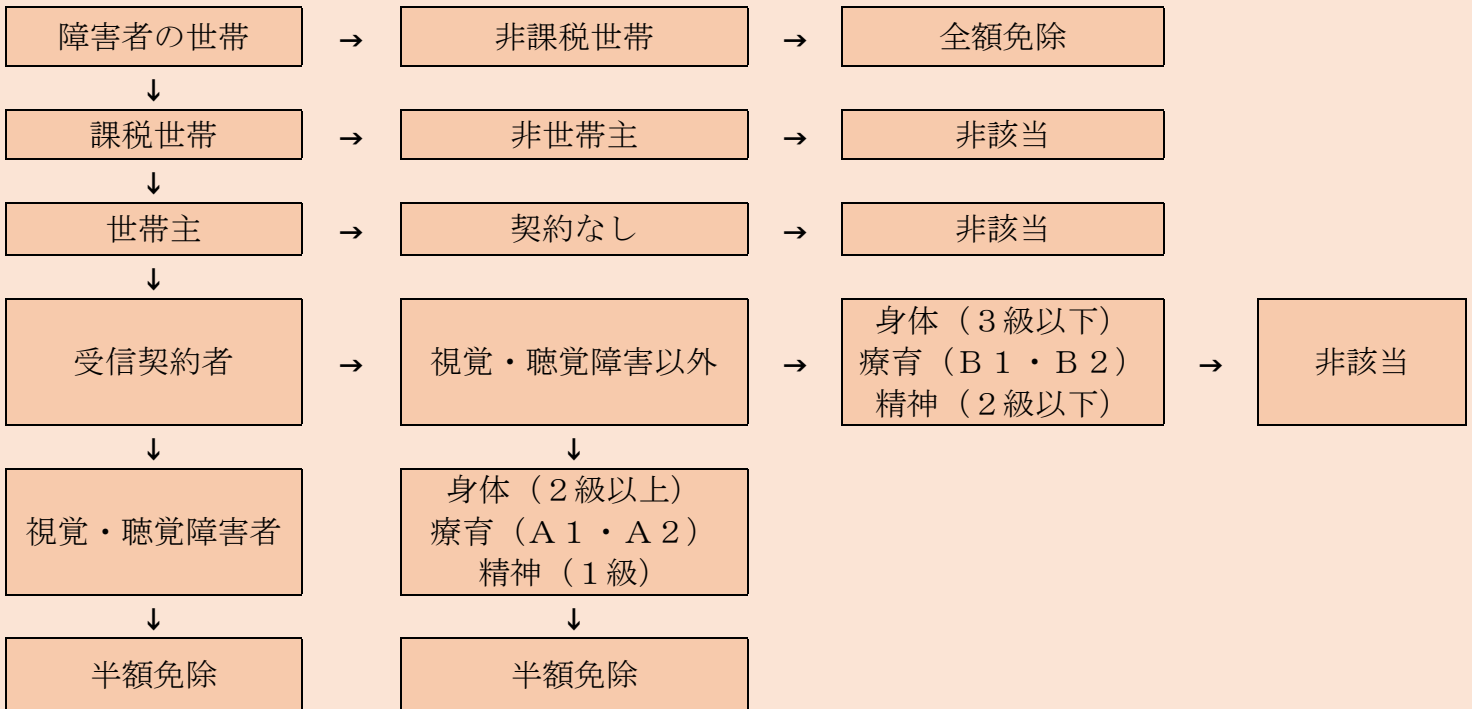


### 3 交通支援・各種料金減免等

#### NHK放送受信料免除

制 度	障害や所得の状況に応じて、NHK放送受信料が免除される場合があります。
対象者	障害者がいる対象世帯（下記「対象条件表」参照）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送受信料免除申請書</li> <li>・障害者手帳</li> <li>・印鑑（認め可）</li> <li>・84円切手</li> </ul>
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線127）

#### ■ 対象条件表



#### ヘルプカード ヘルプマーク

制 度	障害などで困っている方が、ヘルプカードやヘルプマークを提示することで周りに支援を求めることができます。
対象者	障害をお持ちの方、難病患者、妊娠初期の方、認知症がある方、腰痛などの身体の不調な方等 ※ 障害者手帳や介護認定の有無は問いません。
受付・問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課（099-286-2746）</li> <li>・垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線127）</li> </ul> ※ 県地域振興局やハートピアかごしま等でも受付けています。





### 3 交通支援・各種料金減免等

#### 所得税等控除

制 度	障害の程度に応じて、所得税・住民税・相続税・贈与税の控除等が受けられる場合があります。
対象者	障害者手帳所持者（下記「対象者の内訳」参照）
受付・問い合わせ先	「所得税・住民税」：垂水市税務課市民税係（0994-32-1111 内線 130、131） 「相続税・贈与税」：鹿屋税務署（0994-42-3127）

#### ■ 対象者の内訳（控除額などの詳しい内容は上記にお問い合わせください。）

特別障害者	障害者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 2 級以上</li> <li>・療育手帳 A 1、A 2</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 3 級以下</li> <li>・療育手帳 B 1、B 2</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 2 級以下</li> </ul>

※ 障害者手帳をお持ちでない方も、障害者控除対象者認定制度を利用することで障害者控除を受けられる場合があります。

#### 障害者控除対象者認定

制 度	65 歳以上で、一定の基準に該当する方について、確定申告（または市・県民税申告）の際に、障害者控除の適用を受けられる場合があります。 ※ 障害者手帳をすでにお持ちの方は、手帳の写しを申告書に添付することにより、障害者控除を受けることができますので、改めて申請する必要はありません。
対象者	65 歳以上の方（下記「申請の流れ」参照）
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び代理人（親族の方）の印鑑（認め可）</li> <li>・申請者の身分が確認できる書類（運転免許証、保険証等）</li> <li>・本人の介護保険被保険者証（介護認定を受けている方のみ）</li> <li>・本人の障害者手帳（障害者手帳の等級と比較検討する場合のみ）</li> </ul>
受付・問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線 127）</li> <li>・垂水市税務課市民税係（0994-32-1111 内線 130、131）</li> </ul>
留意事項	申告される方の税の状況により、障害者控除対象者認定書を確定申告で使用しても税額が変わらない場合があります。

#### ■ 申請の流れ

65 歳以上か は い↓	いいえ→	非該当
障害者手帳を所持しているか いいえ↓	は い→	障害者手帳の等級と障害者控除対象者認定の基準を比較し、どちらの状態が重たいか判断を行うことができます。（判断を行う場合は、「いいえ」へ）
介護保険の認定を受けているか は い↓	いいえ→	市職員による聞き取り（訪問）調査が行われます。
介護保険の認定資料を基に判断を行います。		

### 3 交通支援・各種料金減免等

#### 障害年金

制 度	一定の障害状態になった際、年金の支給を受けられる場合があります。
対象者	障害の原因となった病気等の初診日が〔国民年金・厚生年金加入期間の方〕もしくは〔20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方〕で、一定の保険料を納付している方
受付・問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垂水市市民課市民係（0994-32-1111 内線163）</li> <li>・鹿屋年金事務所（0994-42-5121）</li> </ul>

#### 障害認定

制 度	65歳～74歳で一定の障害のある方が次の障害の程度に該当する場合、後期高齢者医療制度へ加入することができます。	
対象者	65歳～74歳の方で、以下の障害程度にある方	
	証明書類	障害の程度
	身体障害者手帳	1～3級、4級の一部
	療育手帳	A1、A2
	精神障害者保健福祉手帳	1～2級
国民年金証書	1～2級（障害年金）	
受付・問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垂水市市民課国保係（0994-32-1111 内線160、161）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合（099-206-1397）</li> </ul>	

#### 道の駅たるみず温泉割引

制 度	道の駅たるみず内にある温浴施設では、障害者手帳をお持ちの方に対し、利用料金の割引が受けられます。
対象者	障害者手帳所持者（下記「対象者の内訳」参照）
受付・問い合わせ先	道の駅たるみず湯っ足り館（0994-34-2237）

##### ■ 対象者の内訳

全額減免	入浴料 100 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 3 級以上</li> <li>・療育手帳 A 1、A 2</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 4 級以下</li> <li>・療育手帳 B 1、B 2</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 2 級以下</li> </ul>

